

2024年2月14日

各位

会社名 大塚ホールディングス株式会社  
代表者名 代表取締役社長 樋口 達夫  
(コード番号: 4578 東証プライム)  
問合せ先 IR部長 小暮 雄二  
(TEL 03-6361-7411)

## 譲渡制限付株式報酬制度の改定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、役員報酬制度の見直しを行うため、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」）の改定する旨を決議し、本制度に関する議案（以下「本議案」）を2024年3月28日開催予定の第16期定時株主総会に付議することといたしましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

### 記

#### 1. 本制度について

当社は、2019年3月28日開催の第11期定時株主総会において、中長期インセンティブプランとして、本制度を導入しました。同総会では、本制度に基づき当社の取締役（社外取締役を除きます。以下「対象取締役」）に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する金銭債権（以下「金銭報酬債権」）の総額を年額10億円以内（但し、使用人分給与は含みません。）とし、対象取締役に対し発行又は処分される当社の普通株式の総数を年16万株以内とする旨の決議をいただき、今日に至っております。そして、本制度に基づき、当社は、第3次中期経営計画の対象期間である2019年度から2023年度までの5年間で対象期間とした譲渡制限付株式報酬を対象取締役に支給いたしました。

#### 2. 改定内容及び理由

今般、当社では、第3次中期経営計画の対象期間の満了に伴い、新たに2024年度から2028年度までを対象期間とする中期経営計画（以下「第4次中期経営計画」）を策定する予定であります。第4次中期経営計画では、中長期的な業績の向上とともに企業価値の持続的な向上を図ることを念頭に置いたインセンティブを当社取締役に与えることに加えて、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目指す予定です。

また、当社業績の伸展及び当社株価の上昇に伴う当社の株式価値の増加という事情等を考慮し、本制度に係る金銭報酬債権の総額を、年額10億円以内（但し、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません。）から改めたいと考えております。

そこで、本制度において譲渡制限付株式報酬に付された一定期間の在任や業績達成を条件とするだけでなく、当社が中期経営計画で設定する財務指標や非財務指標の達成も譲渡制限の解除条件に組み入れるとともに、対象取締役に対し支給する金銭報酬債権の総額を年額12億円以内（但し、使用人分給与は含みません。）とする新たな譲渡制限付株式報酬制度への改定を行うものです。

### 3. 改定後の本制度の内容

本制度は、対象取締役に対して、当社の中期経営計画の達成、ひいては中長期的な業績と企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えることに加えて、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的とする制度であり、対象取締役に対し、一定期間の譲渡、担保権の設定その他の処分（以下「譲渡等」）の制限（以下「譲渡制限」）が付された譲渡制限付株式を付与するものです。また、当該譲渡制限の解除においては、当社の取締役としての一定期間の在任や当社が中期経営計画で設定する指標の達成を条件といたします。具体的な指標として、財務指標に加えて非財務指標を取り入れるとともに、複数事業年度を評価対象とする譲渡制限付株式を初年度に一括して付与することなどにより、中長期的な業績と企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして、より効果的な報酬体系を目指してまいります。

本制度においては、対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭報酬債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。

本制度に基づき対象取締役に対して支給する金銭報酬債権の総額は、年額 12 億円以内（但し、使用人分給与は含みません。）といたします。各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、指名・報酬委員会での審議を経た答申を踏まえて、取締役会において決定いたします。

本制度により、当社が発行又は処分する普通株式の総数は、年 16 万株以内（但し、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整いたします。）とし、その 1 株当たりの払込金額は、その発行又は処分に係る各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定いたします。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と譲渡制限付株式報酬の支給を受ける予定の対象取締役との間で、①一定期間、割当てを受けた株式に係る譲渡制限が付されること、②一定の事由が生じた場合には割当てを受けた株式を当社が無償取得することのほか、上記のとおり、③譲渡制限の解除条件として一定期間の在任条件や指標達成条件を設定することなどをその内容に含む譲渡制限付株式割当契約を締結するものといたします。

割当てを受けた株式は、譲渡制限期間中の譲渡等を行うことができないよう、当該期間中は、対象取締役が野村証券株式会社に開設する専用口座で管理される予定です。

なお、本制度と同様の譲渡制限付株式報酬制度に基づき、当社の取締役を兼任しない一部の子会社取締役に対しても譲渡制限付株式を付与する予定です。

**【ご参考】**

当社は、2023 年度を最終年度とする第 3 次中期経営計画が終了したことを踏まえ、新たに 2024 年度から 2028 年度までを対象期間とした第 4 次中期経営計画の策定を進めており、2024 年 6 月 7 日に公表を予定しております。本制度に基づき、第 4 次中期経営計画の対象期間中に付与予定の譲渡制限付株式は、第 4 次中期経営計画で設定される財務指標（EPS、TSR、ROIC、CF 等）や非財務指標（当社の ESG への取り組みに関する外部評価指標等）といった指標の達成を譲渡制限の解除の条件に組み入れることにより、第 4 次中期経営計画の達成状況を反映した報酬体系とすることを想定しております。

以 上